

**豊田市藤岡体育センター、
豊田市藤岡総合グラウンド野球場、
豊田市藤岡運動広場及び
豊田市藤岡テニスコート**

管理運営業務仕様書

<目次>

第1	対象施設の概要	．．．．．	P 1
第2	指定管理者の管理基準	．．．．．	P 2
第3	業務内容	．．．．．	P 2
第4	管理事務所の設置	．．．．．	P 3
第5	職員の配置等	．．．．．	P 3
第6	管理運営に関する業務	．．．．．	P 3
第7	施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務	．．	P 6
第8	修繕関係業務	．．．．．	P 10
第9	管理運営に係る経費の負担	．．．．．	P 10
第10	市の担当部署	．．．．．	P 10
	（各種保守点検等業務）		
A	消防設備保守点検	．．．．．	P 10
B	定期清掃業務	．．．．．	P 11
C	体育施設日常管理業務	．．．．．	P 11
D	草刈業務	．．．．．	P 12
E	自家用電気工作物保安管理	．．．．．	P 12
F	浄化槽維持管理業務	．．．．．	P 13
G	受水槽清掃業務	．．．．．	P 13
H	体育施設安全点検業務	．．．．．	P 13
I	水質検査	．．．．．	P 13
J	施設夜間事務業務	．．．．．	P 14
K	機械警備業務	．．．．．	P 14
L	屋外照明設備点検業務	．．．．．	P 14

（別添）

豊田市藤岡体育センター	．．．．．	図 1 - 1 ~ 4
豊田市藤岡総合グラウンド野球場	．．	図 2
豊田市藤岡運動広場	．．．．．	図 3
豊田市藤岡テニスコート	．．．．．	図 4

豊田市藤岡体育センター・豊田市藤岡総合グラウンド野球場・豊田市藤岡運動広場及び豊田市藤岡テニスコート（以下「豊田市藤岡体育センター他3施設」という。）の管理運営業務仕様書

以下に、豊田市藤岡体育センター他3施設の管理運営に関し、指定管理者が行わなければならない業務の基準を示す。

第1 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
豊田市藤岡体育センター	豊田市藤岡飯野町仲ノ下501番地
豊田市藤岡総合グラウンド野球場	豊田市木瀬町徳万場1151番地3
豊田市藤岡運動広場	豊田市折平町松葉坂507番地3
豊田市藤岡テニスコート	豊田市藤岡飯野町井ノ脇401番地

(2) 管理区域

別添資料

(3) 設置目的

当該施設は、スポーツの振興及び市民の体力と健康を増進することを目的とする。

(4) 沿革

名 称	開 設
豊田市藤岡体育センター	昭和57年3月24日
豊田市藤岡総合グラウンド野球場	昭和52年3月31日
豊田市藤岡運動広場	平成13年10月9日（使用貸借契約）
豊田市藤岡テニスコート	昭和56年4月28日

(5) 施設の規模等

ア 豊田市藤岡体育センター

敷地面積	1,800㎡
構 造	コンクリート造一部鉄骨平屋建
延床面積	1,177㎡（うち体育館部分 944㎡）
面 数	バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面使用可能
設 備	1男女トイレ、多目的トイレ、男女更衣室、倉庫、駐車場59台分（藤岡テニスコート共用）

イ 豊田市藤岡総合グラウンド野球場

敷地面積	132,280㎡（うちグラウンド部分約9,100㎡ 両翼85m）
------	----------------------------------

面数	野球1面、ソフトボール2面
設備	バックネット、ベンチ、防球ネット、トイレ、夜間照明設備、駐車場30台分

ウ 豊田市藤岡運動広場

敷地面積	53,338㎡（うち広場使用部分約12,000㎡） ただし、クラブハウスが建築されている用地の211.58㎡（建築面積）を除く。
面数	野球1面 兼 ソフトボール1面
設備	簡易バックネット2面、洋式仮設トイレ3基、駐車場50台分

エ 豊田市藤岡テニスコート

敷地面積	3,917㎡（うちテニスコート部分3,137㎡）
面数	オムニコート3面
設備	管理棟45㎡（トイレ、男女更衣室、倉庫）、夜間照明設備、駐車場（藤岡体育センター共用）

第2 指定管理者の管理基準

(1) 休業日

- ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
に当たる日を除く）
- イ 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 開設時間

- 午前9時から午後9時までとする。
- ただし、夜間照明設備のない豊田市藤岡運動広場は午前9時から午後5時までとする。

(3) 休業日及び開設時間の変更

- 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。
- なお、当該変更に伴い管理経費が増えた場合であっても、市から支払う委託料（以下「指定管理料」という。）は増額しない。

(4) 利用の許可

- 指定管理者は、施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う（ただし、行政財産の目的外使用の許可を除く。）。

第3 業務内容

指定管理者の行う業務は、スポーツの振興及び市民の体力と健康を増進するための施設としての目的を果たすため、施設の受付等を含む施設全体の運営業務及び点検、整備、清掃等の維持管理業務等である。

第4 管理事務所の設置

豊田市藤岡体育センター内に設置する（26.6㎡。電気、ガス、水道、電話等が利用可）。業務用パソコン、コピー機等は指定管理者が手配するものとする。

ただし、施設管理及び施設利用者の利便性に支障を来さない範囲であれば、管理事務所を他の場所への設置することも可とする。その場合は、事業計画書等で設置予定場所を提示すること。

第5 職員の配置等

- (1) 施設の管理について総括責任者を1名配置すること。
- (2) 施設の受付、利用案内等を行う職員を常時配置すること。
- (3) 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

第6 管理運営に関する業務

指定管理者は、公の施設管理運営の責務を認識して、効率的かつ効果的な施設運営を心がけ、経費の節減に努めるとともに、創意工夫により、市民が利用しやすいようにサービスを向上させること。

また、障がい者・高齢者・子ども等すべての市民にとって利用しやすい施設になるよう、豊田市のガイドライン「ユニバーサル市役所「とよた」ガイドライン」に沿って管理運営すること。

(1) 庶務業務

ア 予算の管理

予算書の作成、伝票・帳簿類の作成、予算執行状況の把握、支払い事務

イ 利用料金の徴収

請求書・領収書の発行、利用料金の徴収、出納簿の作成

なお、利用料金等の徴収方法は、現金のほかクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済（以下「キャッシュレス決済」という。）の支払いを受け付けること

ウ 現金管理

施設利用料金等の管理保管

エ 会計書類その他の文書の整理、保管

各種伝票・帳簿、利用料金出納簿、その他の文書の整理・保管、文書の收受

オ 利用統計の作成

月別・施設別・曜日別・内容別等の利用件数、人数、利用率、稼働率の集計

カ 管理日誌の作成

1日の業務内容（清掃、点検、修繕、その他維持管理作業等）や市民対応（事故や苦情等及び対応状況、拾得物の記録・対応）など日々の管理状況を記録すること。なお、市民（周辺住民）や利用者から苦情・要望等を受けた場合は、速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて市長へ報告すること。

キ 事業報告

毎事業年度終了後、4月30日までに以下の内容を記載した事業報告書を提出すること。

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 利用料金又は利用に係る料金の収入の実績
- ③ 管理に係る収支状況
- ④ 前3号に掲げるもののほか、管理実態を把握するため市長が必要とする事項

ク 拾得物・残置物の処理

- ① 拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄警察署に届け出ること。
- ② 広場内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断される物については、一定期間保管した後処分すること。
- ③ 廃棄したものがどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後処分すること。

ケ 不法投棄への対策

管理施設内への不法投棄を防ぐよう万全を期すこと。

コ 損害賠償責任に関する事項

指定管理者は、施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害についてその責任を負う。指定管理者は必要に応じて施設管理者賠償責任保険に加入し、その場合の費用は指定管理者の負担とする。

サ 管理運営等に係る申請書等の作成

指定管理者は、豊田市スポーツ施設利用システム（以下「T O S S」という。）に係る申請書等以外の書類について、既存の様式等を参考とし適宜作成すること。また、使用に際しては藤岡支所の承認を受けること。

シ その他の業務

職員の出退管理、光熱水費の使用料確認その他必要と認める事項

(2) 受付等運営業務

体育施設利用に関する運用基準、T O S Sのマニュアル等に従い、適切な運営を行うこと。

ア 利用申請の受付

- ① T O S S等を使った申請・取消・利用変更、利用料金等の徴収
- ② 施設内容や安全管理に関する利用者に対する説明
- ③ T O S S（インターネットによる利用申請）の研修、故障時の連絡・調整
- ④ T O S S利用者の登録、端末機の利用指導等

イ 備品等の貸出し

- ① 施設の利用に伴う必要な備品の貸し出し管理を行う。
- ② 職員用パソコン・コピー機については指定管理者で用意すること。
- ③ T O S Sの利用者端末・業務端末はスポーツ振興課がリースしている機器を使用すること。

ウ 休館日の案内

条例、規則に定める日以外に休館する場合は、教育委員会に事前に承認を受けるとともに、「藤岡支所だより」等への掲載及びT O S S画面での周知を藤岡支所へ依頼し、施設内に案内掲示を行うこと。

エ 利用料金の減免

利用料金減免の申請があった場合は、豊田市減免要綱（公共施設の減免について）に

基づき処理をすること。

オ 利用調整の受付

スポーツ振興課は、市並びに利用調整団体（以下「団体」という。）の優先利用の年間日程を、毎年度、一般利用の申請開始前に指定管理者に通知する。指定管理者は、この日程について優先的に利用を承認し、団体と事前打合せ等を行い、円滑な施設利用に努める。

なお、指定管理者は、4か月ごとに行われる4か月利用調整の申請書受付並びに内容チェックを行いスポーツ振興課へ提出し、結果通知が届いたら優先利用を承認し、団体と打合せを行う。

また、調整期間外の申請（利用調整外申請）があった場合、指定管理者は、スポーツ振興課の承認を得て、申請書の受理並びにT O S S 予約入力を行い、申請書原本をスポーツ振興課へ送付する（写しは指定管理者で保管）。なお、4か月調整は、概ね以下のスケジュールで実施する。

	4か月利用調整		
	4月～7月	8月～11月	12月～3月
募集期間	1月上旬	5月上旬	9月上旬
内定通知	2月上旬	6月上旬	10月上旬
利用の調整	内定通知発送後	内定通知発送後	内定通知発送後

カ 市との連携

行政財産目的外使用許可等の市の権限に属する申請及び問合せがあった場合は、内容を把握したうえで藤岡支所と連携して対応にあたること。

(3) 緊急時対応業務

ア 各種訓練の実施

実施時には消防訓練実施届を消防署へ提出のこと。

- ・地震、火災等防火訓練
- ・非常通報訓練

イ 緊急対応体制の確立

事故や災害時（警報発令時含む）など迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立すること。

- ① 緊急対応体制表を作成し、事務所内に掲示すること。
- ② 初期消火、避難誘導、関係機関への通報
- ③ 利用者のケガ等の対応（救急車・応急措置）
- ④ 立入検査への立会い

ウ 届出書類の作成

- ① 消防計画・防火管理者選解任届の消防署への届出
- ② 地震防災応急計画の作成及び市への届出
- ③ 緊急対応マニュアルの作成及び市への提出

エ 研修（講習会）

救急法、防火管理者等年間を通じて研修を実施・参加させること。

- オ 施設の被害状況等の市への報告（異常の有無のいかんを問わず、必ず実施すること。）
- ② 災害時（地震、大雨警報等発令時を含む）・・・報告随時
 - ②年未年始・・・1月4日（同日が休日の場合は、直後の平日）

（４）自動販売機の設置について

- ア 指定管理者は、施設敷地内に自主事業で自動販売機を設置することができる。
- イ 指定管理者は、施設敷地内に自動販売機を設置する場合、市と行政財産の賃貸借契約を結ぶこと。
- ウ 設置場所、貸付料の金額及び納入時期等、自動販売機の設置運営に必要な事項については、前項の契約書内で取り決める。

（５）その他

指定管理者は、施設利用を促進するため、自主事業（教室・イベント等）を実施できる。ただし、自主事業の実施に際しては、原則、市の利用調整を優先するものとし、また、自主事業に必要な経費は、指定管理者が負担するものとする。

第7 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

施設を常時適法な状態に維持するために、「建築物等適正管理マニュアル」に基づき保全を実施すること。

また、点検等は実施回数に応じて実施予定の計画を作成し、実施状況及び不具合の有無について確認の上、市指定の様式にて報告すること（様式1～4）。

（１）自主点検（日常点検及び定期点検）

- ・建築物の敷地、構造、防火避難、衛生及び建築設備に破損等の不具合の有無を確認し、報告すること。
- ・不具合箇所の使用停止、暫定措置等の安全確保及び復旧を適切に行うこと。
- ・定期に行う施設全体の点検は、自主定期点検マニュアルを作成し、施設等の状況に応じて適宜見直しを行うこと。

（２）日常の保守点検業務等

豊田市藤岡体育センター他3施設の日常の保守点検業務を行うこととする。なお、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場は遠隔地のため、週1回の巡視業務を行うこととする。

ア 施設の保守管理、予防保全業務

- ① 外観点検・雨漏り・クラック（ひび割れ）・破損の有無等の確認、修繕
- ② 施設の安全管理
 - ・設備・機器類の運転と停止操作
 - ・使用終了後の備品類及び建物本体の点検

イ 備品の管理保全

- ① 各種備品の保管状況の確認、機能の確認、数量確認
- ② 備品の定期的な修繕と更新
- ③ 設備図面の整理・保管

ウ 電気・防災

①点検項目

- ・照明器具の電球交換
- ・消火器の点検（位置確認、封印切れの確認）
- ・誘導灯の点灯確認・バッテリー確認
- ・避難通路の確保
- ・消火栓点検（表示灯の点灯・点滅、ホースなど）
消防法に関する点検・確認項目参照
利用者に対する指導（定員の遵守、喫煙場所の指導、危険物の持込み確認）

②故障（警報）の復旧等対処

- ・火災報知機の発報の復旧操作及び対処
- ・誘導灯信号装置（フリッカー）の点滅
- ・漏電、過電流による停電の復旧作業及び対処

エ 給排水

①点検項目

- ・便所、水漏れ確認
- ・便所床排水トラップ確認（臭気）

②故障（警報）等の復旧等対処

- ・地中内での漏水の復旧及び対処

オ 警 備

① 警備機器の操作確認（防犯、火災、非常通報）

② 施設全体の施錠箇所の施錠確認

カ 清掃・除草ごみの処理

① 巡視による外観点検を行い、伐採や除草等を行うこと。

② 施設内外の清掃及びガラス拭き、施設周辺のゴミ拾い等の日常清掃を行うこと。

③ ゴミの分別処理管理を徹底すること。

なお、大会・イベント等で発生したゴミ等は、主催者が処理するよう指導すること。

キ その他管理全般

① 豊田市藤岡体育センター

- ・施設の鍵の開閉を行うこと。
- ・落葉時期は施設周辺を日常的に清掃すること。
- ・除草等を随時行うこと。高木等の樹木について、枝等が利用者の邪魔にならないように剪定等適切な処置をすること。
- ・側溝、排水枡等の排水設備の点検及び清掃を行うこと。
- ・体育器具を常に良好な状態に保つための日常点検及び補修を行うこと。
- ・体育館及び諸室の利用終了後、利用者に対してモップかけ、清掃、用具の整理等を行うよう指導すること。
- ・トイレトーパー等消耗品の補充を行うこと。

② 豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡テニスコート・豊田市藤岡運動広場

- ・施設の鍵の開閉を行うこと。
- ・落葉時期は施設周辺を日常的に清掃すること。

- ・ 除草等を随時行うこと。高木等の樹木について、枝等が利用者の邪魔にならないように剪定等適切な処置をすること。
- ・ 夜間照明の利用があった場合は、夜間照明の点灯・消灯を行うこと。
- ・ 側溝、排水枘等の排水設備の点検及び清掃を行うこと。
- ・ グラウンド等使用終了後、利用者に対してグラウンド等の整備、清掃、用具の整理等を行うよう指導すること。
- ・ トイレトーパー等消耗品の補充を行うこと。
- ・ 豊田市藤岡運動広場は、洋式仮設トイレの汲み取り及び流水タンクの補充を行うこと。

③ その他施設全般

- ・ 敷地内や建築設備の点検を実施し、安全管理を徹底すること。利用者に危険が及ぶと判断したときは速やかに利用停止措置等を取り、修繕等の所要の措置を講じること。

(3) 施設管理保守点検等業務

施設を適正かつ安全に維持管理するための保守点検等業務は次のとおりとする。

業務名	業務概要	頻度	施設
A 消防設備保守点検業務	自動火災報知設備、消火器等の機器点検	2回/年	豊田市藤岡体育センター
B 定期清掃業務	床面洗浄、ワックス塗布、ガラス清掃等による美観・衛生保持	12回/年ほか	豊田市藤岡体育センター
C 体育施設日常管理業務	トイレの清掃、施設周辺の清掃、落ち葉清掃、トイレトーパー・トイレ消臭液等消耗品の補充、各施設の鍵の開閉、夜間照明点灯消灯管理、洋式仮設トイレのし尿汲み取り作業及び流水タンクの補充（藤岡運動広場のみ）	毎日	藤岡体育センター他 3施設
D 草刈業務	草刈り、樹木の剪定伐採	2回/年ほか	藤岡体育センター他 3施設
E 自家用電気工作物の保安業務	夜間照明設備を常時良好な状態を使用するための設備維持、自家用電気工作物の保守点検	自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書のとおり	豊田市藤岡総合グラウンド野球場
F 浄化槽維持管理業務（水質検査・法定検査・清掃）	浄化槽の保守点検、汚泥引抜清掃作業 浄化槽放流水の水質検査	4回/年 1回/年	豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡テニスコート、豊田市藤岡総合グラウンド野球場
G 受水槽清掃業務	水道法・水道事業給水条例による受水槽の清掃	1回/年	豊田市藤岡運動広場
H 体育施設安全点検業務	週1回の施設安全見回り点検	1回/週	豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場
I 施設夜間事務業務	事務所の夜間管理	毎日	豊田市藤岡体育センター事務所
J 機械警備業務	藤岡体育センター閉館時間中の機械警備	毎日	豊田市藤岡体育センター
K 屋外照明設備点検業務	照明塔6基に設置の照明器具（本体、ランプ、安定器、取付金具）72個、電撃殺虫器6個及び地上設置操作盤等の点検	1回/年	豊田市藤岡総合グラウンド野球場

第8 修繕関係業務

- (1) 指定管理者は、市と協議の上で、日常的小規模修繕（1件あたり上限は47万円）を実施するものとする。
- (2) 日常的小規模修繕は、指定管理料に含まれる予算を優先して執行するものとする。
- (3) 緊急に対応を要する修繕案件に関しては、市との協議の上で、その金額に関わらず指定
- (4) 管理者による修繕実施を要請する場合がある。なお、この場合の財源については、指定管理者の新たな自己負担が生じることのないよう適宜調整を図るものとする。
- (5) 点検で確認された不具合及び突発的に発生した不具合についても、小規模修繕と同様に安全管理上必要な措置を講じて、修繕方法、金額等について検討すること。
- (6) 指定管理者が修繕を実施した場合には、市が指示する方法により、市に対して実施結果を報告すること（様式4）。

第9 管理運営に係る経費の負担

管理運営に係る経費のうち、市で負担するものは、以下のとおりとする。

- (1) 大規模修繕費（市が必要と認めたもの）
- (2) 備品購入費（市が必要と認めたもの）
- (3) 建物総合損害共済（災害に伴う建物や建物に附帯するガラスの保険）
- (4) 指定管理料に含まれる年間47万円までの小規模修繕を超えた場合の小規模修繕費

第10 市の担当部署

上記の管理運営業務のうち、施設運営に関する業務及び運営と密接に関係するものについては藤岡支所が担当し、施設等の維持管理に必要なものについては建築予防保全課が担当とし、当仕様書において、以下のとおりの役割分担とする。

1	地域振興部 藤岡支所	建築予防保全課担当業務以外全て
2	都市整備部 建築予防保全課	・「施設等の維持管理業務」のうち「施設等の維持管理に必要な保守点検」 ・8ページ表内のA・F（藤岡体育センター）業務 ・施設等の修繕に関すること （建築物及び建築設備に係るものに限る。）

（各種保守点検等業務）

A 消防設備保守点検業務（豊田市藤岡体育センター）

1 業務点検内容

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による同法施行規則（昭和36年号外自治省令第6号）第31条の6及びその他の法令等に定められた点検、報告をする。

2 保守点検対象設備

- ① 自動火災報知設備

受信機	1台
差動式分布型感知器	6個
差動式スポット型感知器	6個
煙感知器	1個
発信機P型1級	2個
回路試験機	1個
表示灯	2個
電鈴	3個
非常交流電源	1式
予備又は非常電源	1式
② 消火器具設備	
粉末消火器（外観）	7本
粉末消火器（機能）	1本
粉末消火器（放出）	1本

B 定期清掃業務（豊田市藤岡体育センター）

1 業務の内容

体育施設の環境美化のため適正な維持管理を実施する。

名 称	内 容	面積 (㎡)
談話室	一般床洗浄ワックス仕上げ	8.7
男女更衣室		9.9
男女トイレ		3.5
多目的トイレ		2.9
玄関通路		38.9
管理室		13.9
2F両側通路	清 掃	61.1
ガラス清掃	談話室、玄関、管理室、体育館フロア窓ガラス両面	42

C 体育施設日常管理業務（豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場、豊田市藤岡テニスコート）

1 業務の内容

日常清掃と施設の鍵の開閉業務を実施することにより、環境衛生と管理を良好な状態で維持する。

- (1) 施設の利用予定日を随時確認して鍵の開閉を行う。
- (2) トイレの清掃、施設周辺の清掃、落ち葉清掃、トイレットペーパー・トイレ消臭液等の消耗品の補充を行うこと。
- (3) 藤岡運動広場にある洋式仮設トイレは、便槽の水位の確認を行い、3/4以上に達していた場合は、速やかにし尿汲み取り作業を行い、汲み取ったし尿については適切に処理する。また、適宜流水タンクを補充すること。
- (4) 夜間の利用があった場合は、照明設備の点灯及び消灯を行うこと。

- (5) 施設建物等に不具合が生じた場合は、速やかに施設管理者に報告すること。
- (6) 施設利用者に対して利用上のルールやマナーを指導すること。

D 草刈業務（豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場、豊田市藤岡テニスコート）

1 業務の内容

体育施設の環境美化のため適正な維持管理を実施する。

2 対象施設

施設名	面積 (㎡)	回数 (月)	摘要
豊田市藤岡体育センター	800	2 (6末, 9)	草処分を含む
豊田市藤岡総合グラウンド野球場	2,000	2 (6, 9)	草処分を含む
豊田市藤岡運動広場	5,000	3 (6, 9, 3)	草処分を含む
豊田市藤岡テニスコート	1,500	2 (6, 9)	草処分を含む

E 自家用電気工作物保安管理業務（豊田市藤岡総合グラウンド野球場）

1 業務の内容

自家用電気工作物の保安管理業務にあつては、次の事項を順守すること。

- (1) 指定管理者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体となり、「みなし設置者」として電気事業法第39条第1項の義務を果たすこと。(ここでいう「みなし設置者」とは、平成25年1月28日 20130107 商局第2号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」によるものとする。)
- (2) 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安業務については、本業務に含むものとし、指定管理者は、電気事業法第43条第1項の規定に基づく主任技術者の選任を行い、その業務に係るすべての手続きを行うこと。
- (3) 保安管理業務を第三者へ委託する場合は、指定管理者は「みなし設置者」として保安管理業務の仕様書、契約書の作成、受託業者の選定、契約手続等の一連の手続きを行うこと。
- (4) 市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、指定管理者が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
- (5) 市及び指定管理者は、自家気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者が、その保安のためにする指示及び意見に従うように確約させる。
- (6) 市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務を、誠実に行うことを確約させる。

2 保安管理対象設備

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

- (1) 事業場の名称 豊田市藤岡総合グラウンド野球場
- (2) 事業場の所在地 豊田市木瀬町徳万場1151番地3
- (3) 需要設備

- a 設備容量 160KVA
- b 受電電圧 6,600V

F 浄化槽維持管理業務（豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡テニスコート）

1 業務の内容

公共施設浄化槽の維持管理のために、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年号外厚生省令第17号）に基づき清掃及び運搬を、豊田市浄化槽指導要領に基づき水質検査を実施する。

なお、浄化槽汚泥の運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を順守し、砂川衛生プラント又は逢妻衛生プラントの処理施設へ運搬するものとする。

浄化槽法第7条又は同11条に基づき、指定検査機関の行う水質に関する検査を受ける。

2 維持管理施設及び維持管理内容

施設名	型式 (人槽)	容量 (m)	清掃 (年)	保守 点検 (年)	水質 検査 (年)
豊田市藤岡体育センター	50	17.246	1	4	1
豊田市藤岡総合グラウンド 野球場	30	4	1	4	1
豊田市藤岡テニスコート	5	1.5	1	4	1

G 受水槽清掃業務（豊田市藤岡運動広場）

1 業務の内容

水道法（昭和32年法律第177号）及び豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号）第22条第2項、同施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号）第18条により維持管理を実施する。水質検査項目は一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色素、濁度とする。

H 体育施設安全点検業務（豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場、豊田市藤岡テニスコート）

1 業務の内容

体育施設の安全と良好な衛生環境状態を維持管理するため、週1回の巡視、施設器具等の点検を実施する。

(1) 巡視、点検項目：グラウンド面、器具、器具庫、トイレの衛生状態、備品、ごみの散乱等、異常の有無

(2) 作業報告：軽微なものは、その場で整理、清掃、補修をする。その他については施設管理者に報告し、処理をする。

I 施設夜間事務業務（豊田市藤岡体育センター）

1 業務の内容

豊田市藤岡体育センター内管理事務所で、午後5時から9時30分までの窓口対応、利用受付等を行う。ただし、当該仕様書の2ページに示した管理事務所を他の場所へ設置した場合は、その場所にて上記窓口対応等を行う。

J 機械警備業務（豊田市藤岡体育センター）

1 業務の内容

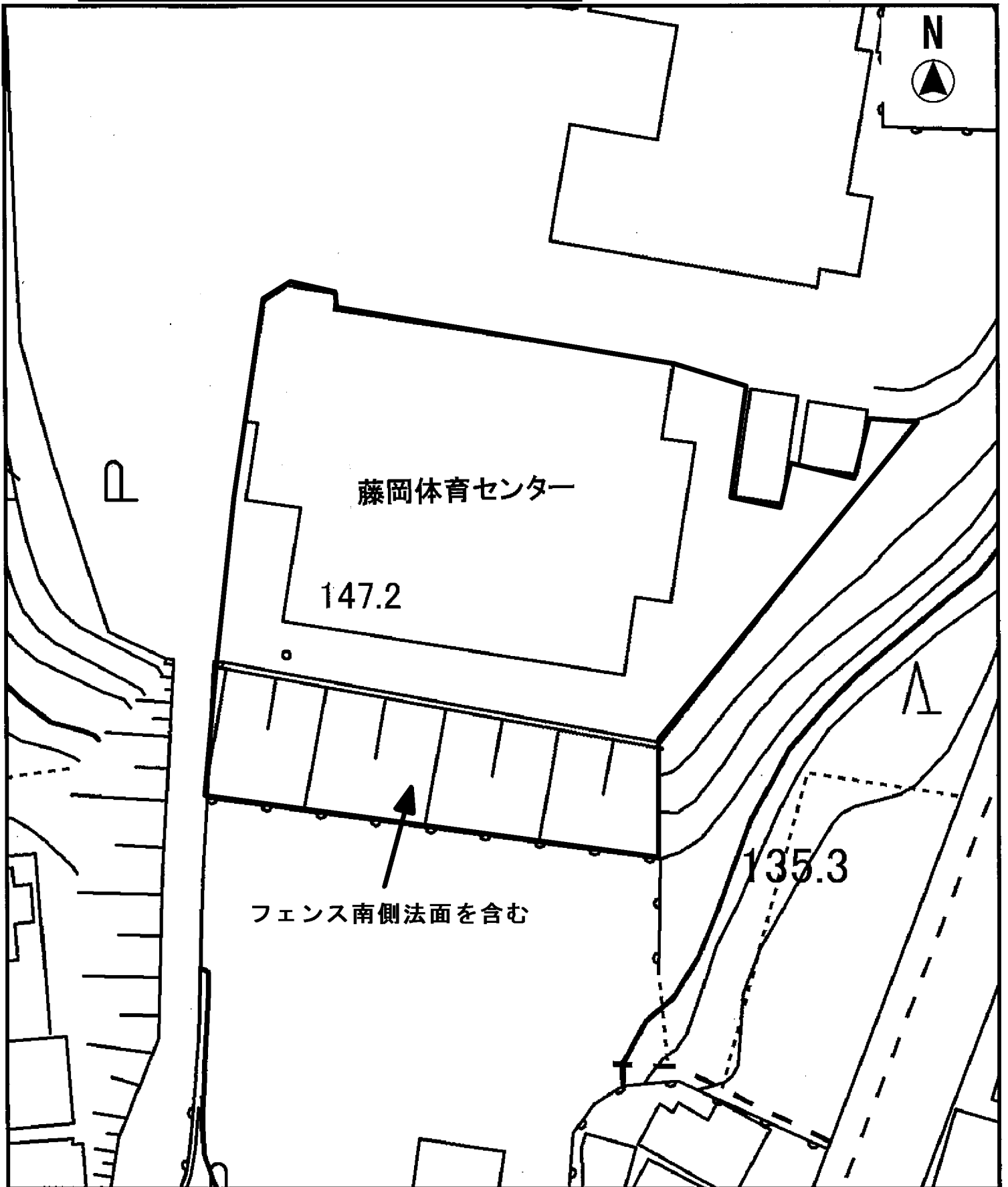
豊田市藤岡体育センターの閉館後及び閉館日の機械警備を毎日実施する。

K 屋外照明設備点検業務（藤岡総合グラウンド野球場）

1 業務の内容

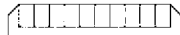
豊田市藤岡総合グラウンド野球場の照明塔、電撃殺虫器及び地上設置操作盤等の点検を実施する。

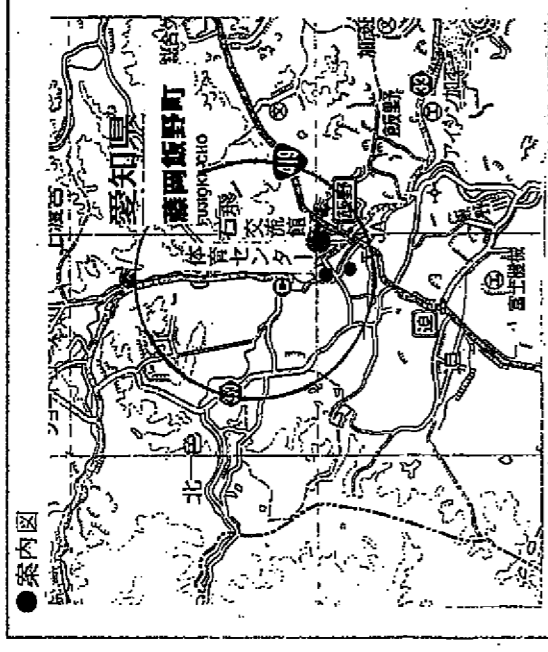
図 1 -1 豊田市藤岡体育センター



縮尺 1 : 500

21012345678





●施設資料 (参照:)

社会部 藤岡支所	普通財産 宅地	財産区分 一般会計 施設名 藤岡体育センター	施設番号 3141	代表所在地 藤岡飯野町中ノ下501
番号 1	家屋番号 13701	家屋分類 家屋構造 事務所 鉄筋コンクリート造	階層 戸数 01 1	異動年月日 建築年月日 昭和56年3月 昭和56年3月
	用途名 体育センター		1階以外面積 1階面積 (m) 1,109.34	原因及び 前所有者 新築
			合計面積 (m) 1,109.34	

●施設データ

所在地	豊田市藤岡飯野町中ノ下501		
近接先	(No) 76-1612	(Fax) 76-5660	
管理人 申請区域 等	地域振興担当 市街化調整区域		
用途地域	なし	容積率	200%
建ぺい率	60%		
防火地域 等	なし		
DID区域	なし		
所管部 所管課	社会部	藤岡支所	
連絡先	(No) 76-1612	内線 番号	
担当者	地域振興担当	梅村利幸	
備考			

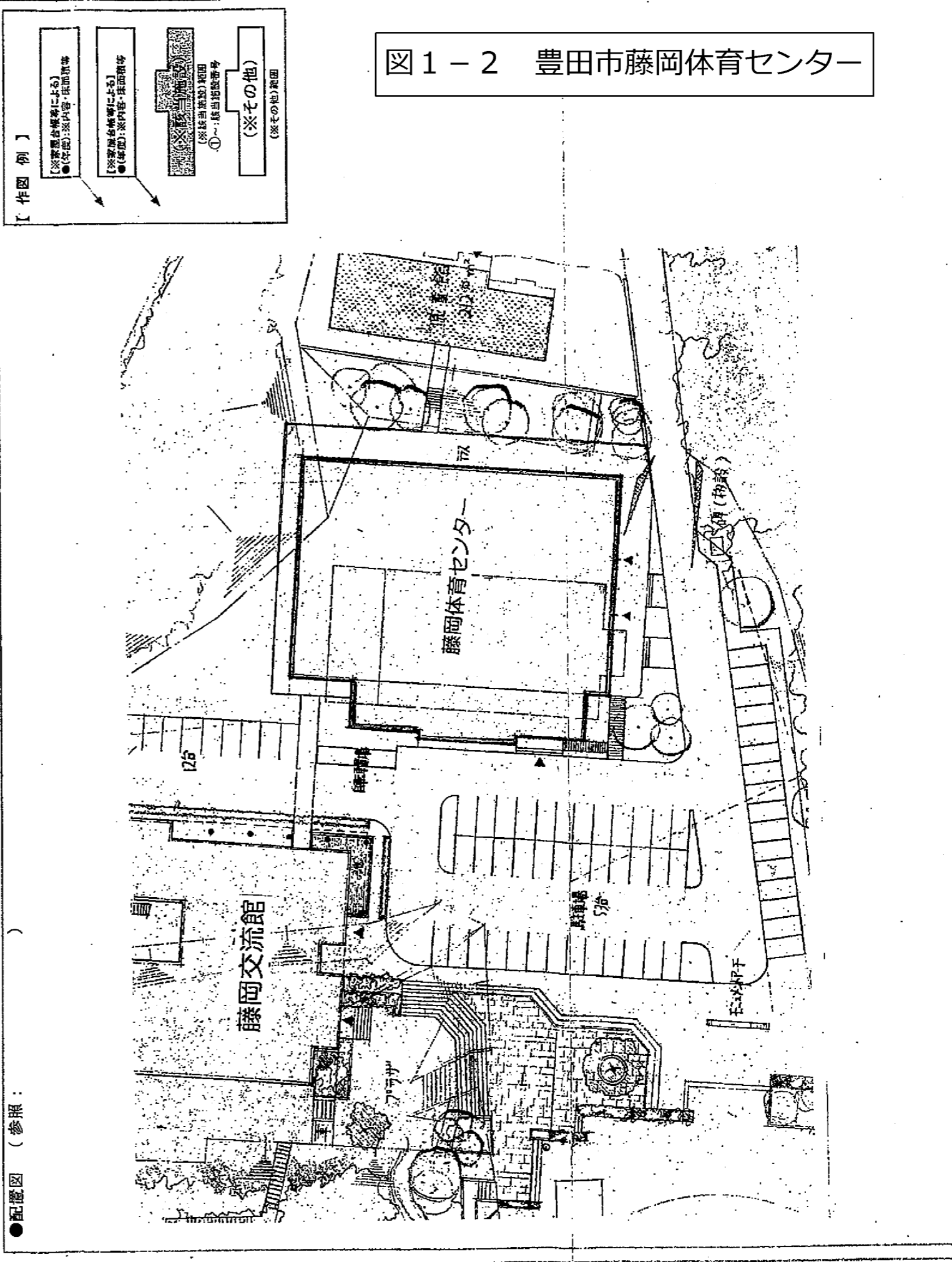


図1-2 豊田市藤岡体育センター

平成 17 年度
 藤岡支部
 藤岡支所
 (所管部/所管課)
 3141
 (施設名)
 藤岡体育センター
 管理図
 藤岡体育センター平面図
 (作図) 昭和56年
 (担当) (承認) (備考)

図 1 - 3 豊田市藤岡体育センター

材料		JIS 記号	
鉄筋コンクリート造	R0	丸ノコ材	丸ノコ材
床	床	フローリング	フローリング
天井	天井	石膏ボード	石膏ボード
窓	窓	アルミサッシ	アルミサッシ
扉	扉	アルミサッシ	アルミサッシ

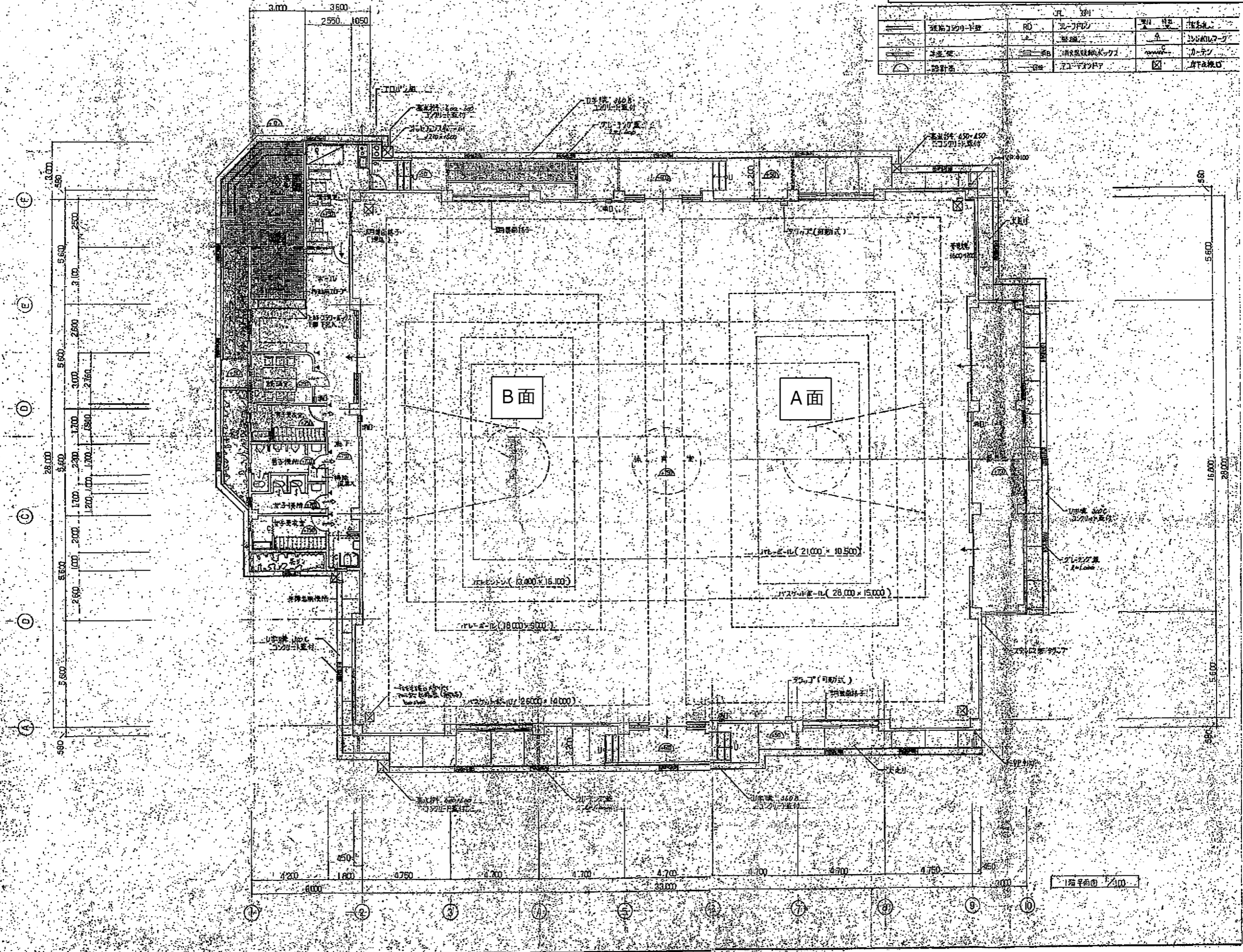
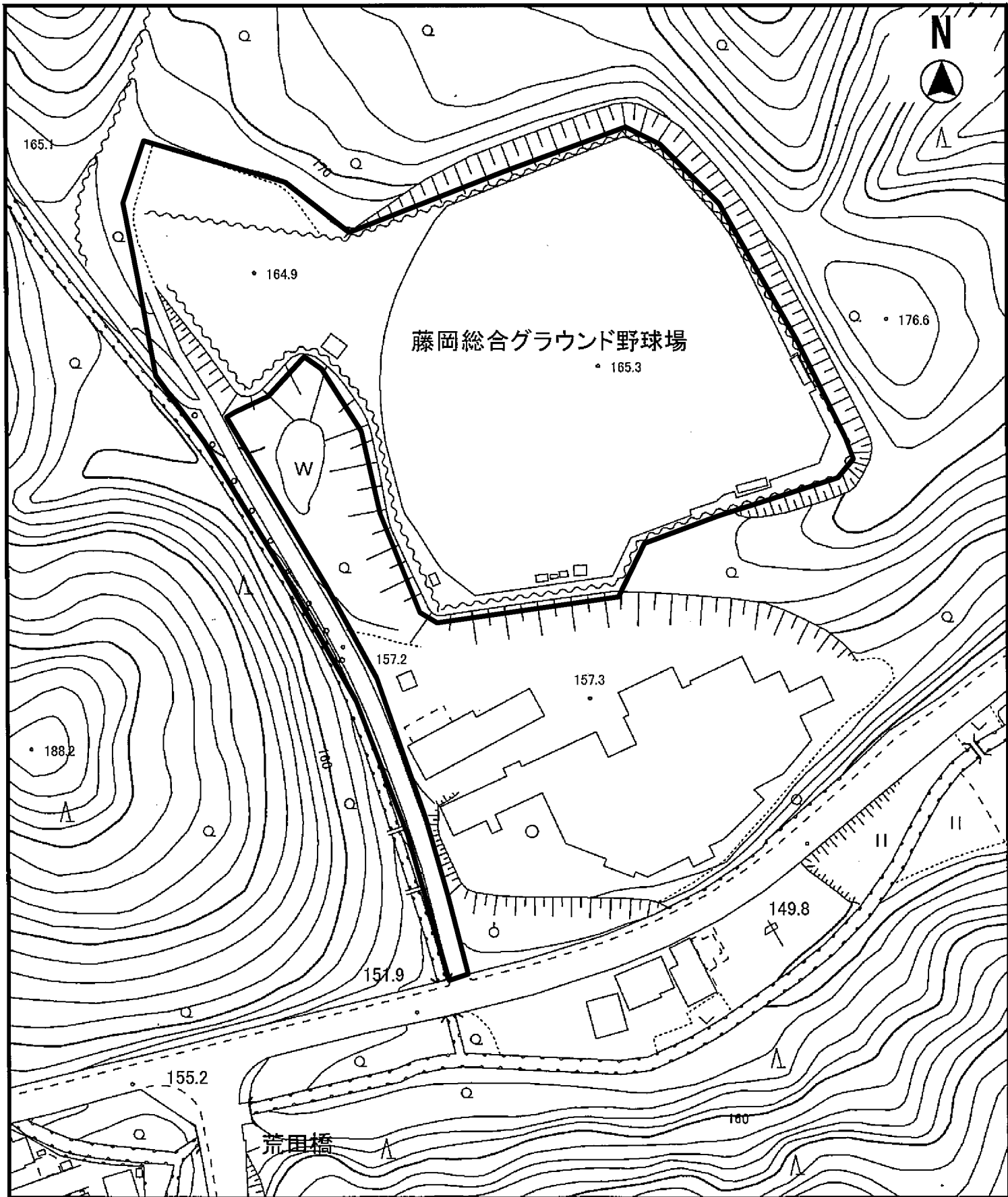
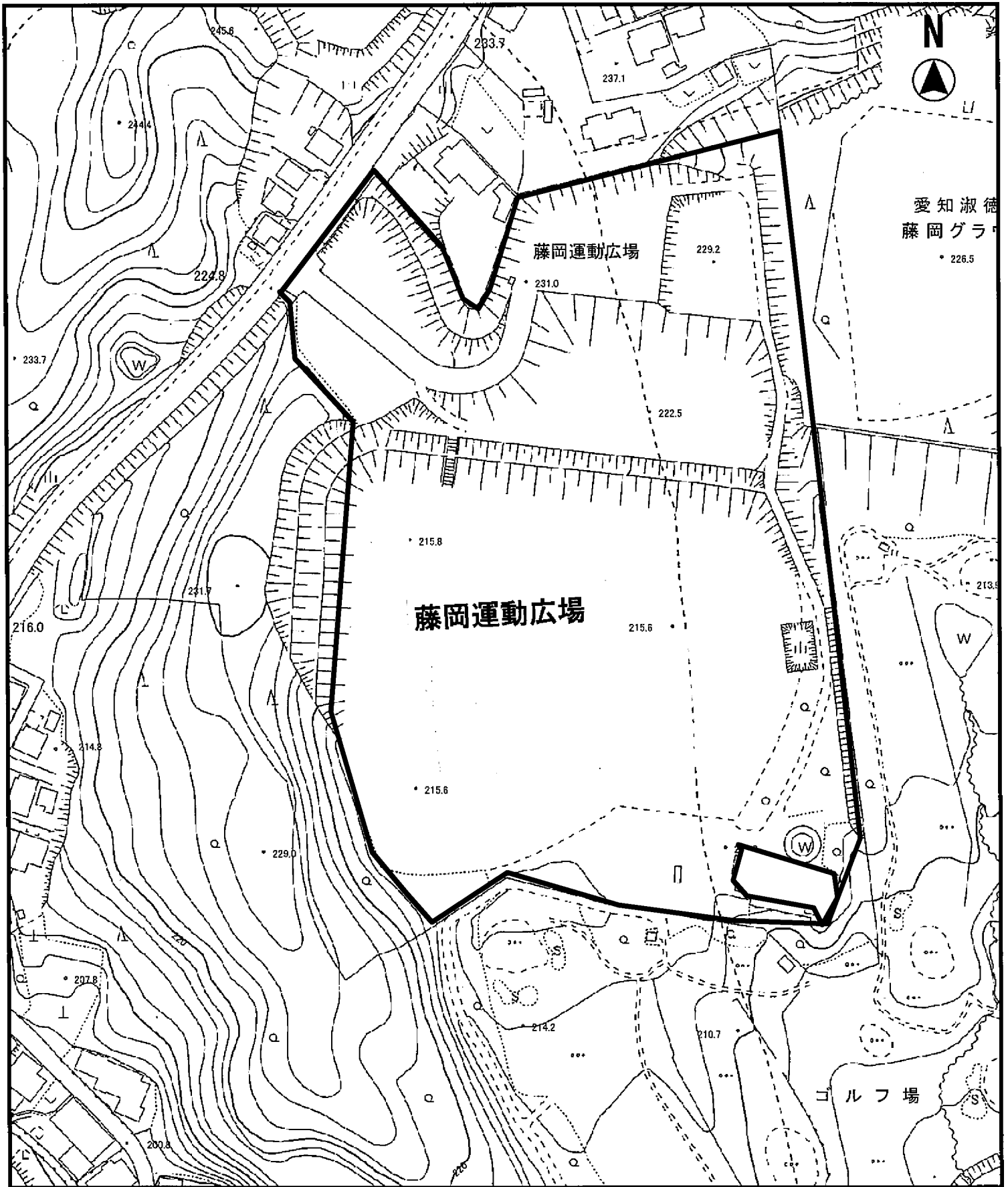


図2 豊田市藤岡総合グラウンド野球場



縮尺 1 : 1331
10 5 0 10 20 30

図3 豊田市藤岡運動広場



縮尺 1 : 1772

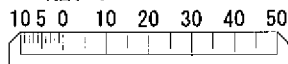
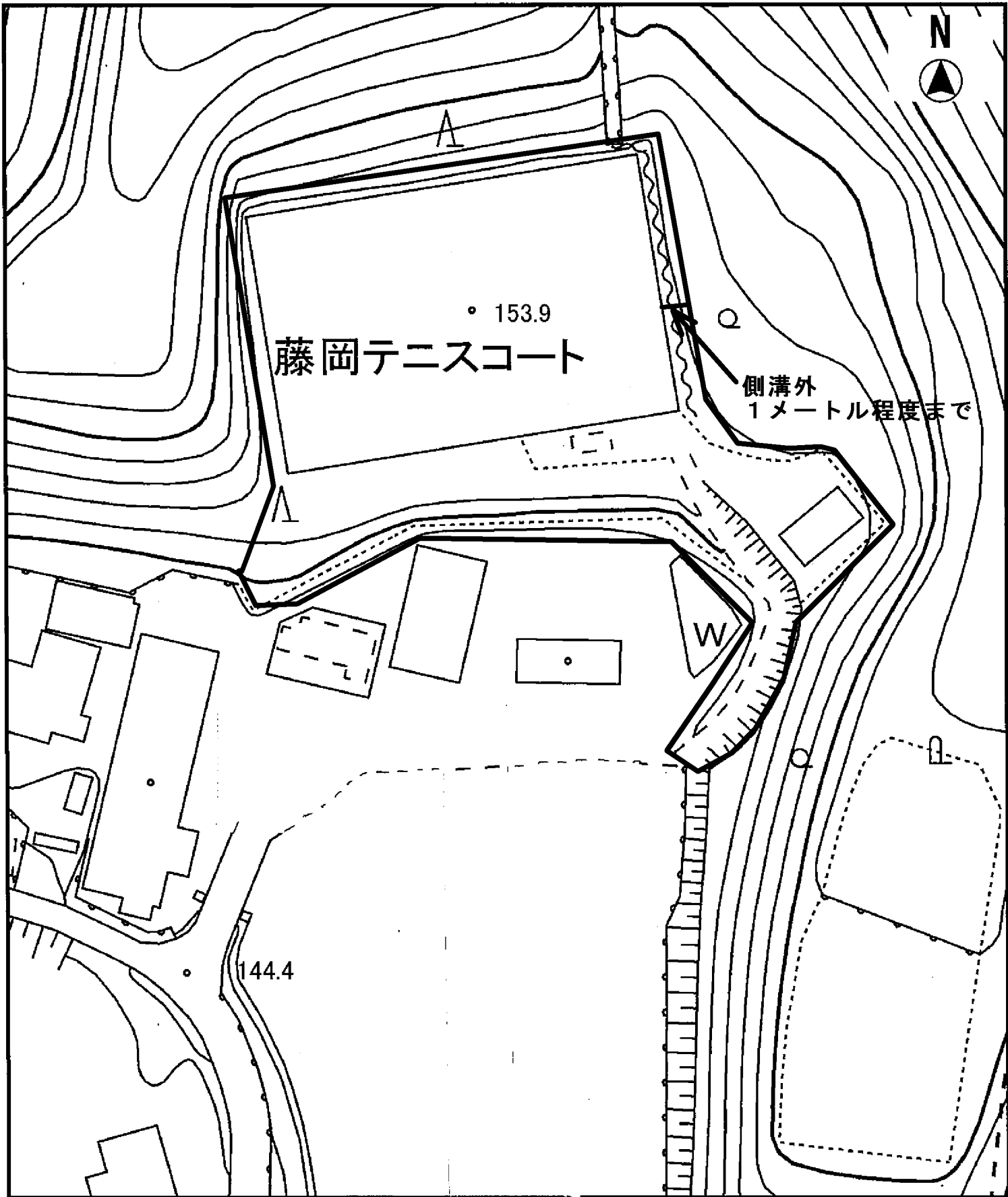


図4 豊田市藤岡テニスコート



縮尺 1 : 732

